

ハーグ国際意匠登録制度における WIPO 国際事務局の役割

世界知的所有権機関 ハーグ登録部法務室 アソシエートオフィサー 吉田 英生

抄録

本稿では、意匠の国際登録に関するハーグ制度における、世界知的所有権機関 (WIPO) 国際事務局の4つの主な役割、すなわち(1)ハーグ制度に基づく国際出願及び国際登録に関する諸手続の事務処理、(2) ハーグ制度の法的枠組みの維持と発展、(3) ハーグ制度の普及・啓蒙活動、(4) ハーグ制度を支えるIT環境の整備 について説明するとともに、ハーグ制度が現在抱える課題とその解決にむけた国際事務局の今後の取り組みについて紹介する。

1. はじめに

2015年2月13日、我が国のハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入書が、世界知的所有権機関 (WIPO) 事務局長に寄託されました。本寄託をもって、寄託日から3ヶ月後の2015年5月13日より、我が国の国民、または我が国に住所、居所、営業所等を有する者は、我が国を含む複数のハーグ協定のジュネーブ改正協定締約国を一括で指定して意匠の国際出願をすることができるようになり、また、国際登録された意匠については、指定締約国における意匠権の一元的管理が可能となります。本稿では、この、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度 (以下、「ハーグ制度」) を簡単にご説明した上で、特に国際事務局の現場の視点から、ハーグ制度におけるWIPO国際事務局の主な役割、業務と、今後のハーグ制度の展望についてご紹介したいと思います。

2. ハーグ制度とは

WIPOが運営、管理するこの「ハーグ制度」とは、端的に言えば、意匠の国際的な保護を簡便かつ低廉な費用で受けること、そしてこの意匠の保護の権利を、WIPO国際事務局にある国際登録簿上で一元的に維持、管理することを可能とする制度です。

ハーグ制度において意匠の国際的な保護を受けるための手続についてももう少し具体的に説明しますと、ハーグ制度を利用して意匠の国際保護をうけるためには、その大前提として、当該意匠がWIPO国際事務局が管理する国際登録簿に登録されること、すなわち「国際登録」が必要になりますので、この国際登録を求めるために、まずは国際事務局に対し、英語、フランス語、スペイン語のいずれかの公

式言語により作成された一通の願書を提出して「国際出願」を行うことから始まります。なお、出願人の締約国の官庁を経由した国際事務局への願書の提出も、当該国がそれを認めるのであれば可能です。また、国際出願は、書面の願書の提出の他、電子出願システムによっても行なうことができます (電子出願システムについては3. (5) において詳述)。

国際事務局では、国際出願を受領後、当該国際出願の方式審査を行い、出願に欠陥がなければ、当該国際出願の対象となる意匠の国際登録と公式言語による国際公報の発行を行ないます。国際出願において保護を求める国として指定された締約国の官庁は、国際公報発行後、所定の期間 (国際公報発行日から6ヶ月、またはハーグ協定共通規則 (以下、「共通規則」) の第18規則 (1) (b) に基づき拒絶通報期間の12ヶ月への延長を求める宣言をWIPO事務局長に対し行なった一部の締約国については12ヶ月) が経過するまでに、当該国際登録の保護の効果を拒絶する判断をした場合、国際事務局にその旨を通報しなければなりません。国際事務局は、官庁から受け取った通報を国際登録簿に記録した上で、その写しを名義人に送付します。また、指定締約国官庁は、国際登録の保護を認める場合にもその旨の声明を国際事務局に送付することができますが、その場合も同様に、国際事務局は、声明の内容を国際登録簿に記録し、名義人に写しを送付します。これら拒絶の通報や保護の付与の声明は、国際事務局によって国際登録簿に記録された後、国際公報を通じてすみやかに公表されます。なお、この保護の認容の声明の送付については、原則として、指定締約国官庁の義務ではありませんので、もし、所定期間内に当該国際登録について指定締約国官庁から拒絶の通報も保護の認容の声明の送付もない場合、一部の特殊な状況を除き、当該国際登録は、所定期間経過後、その

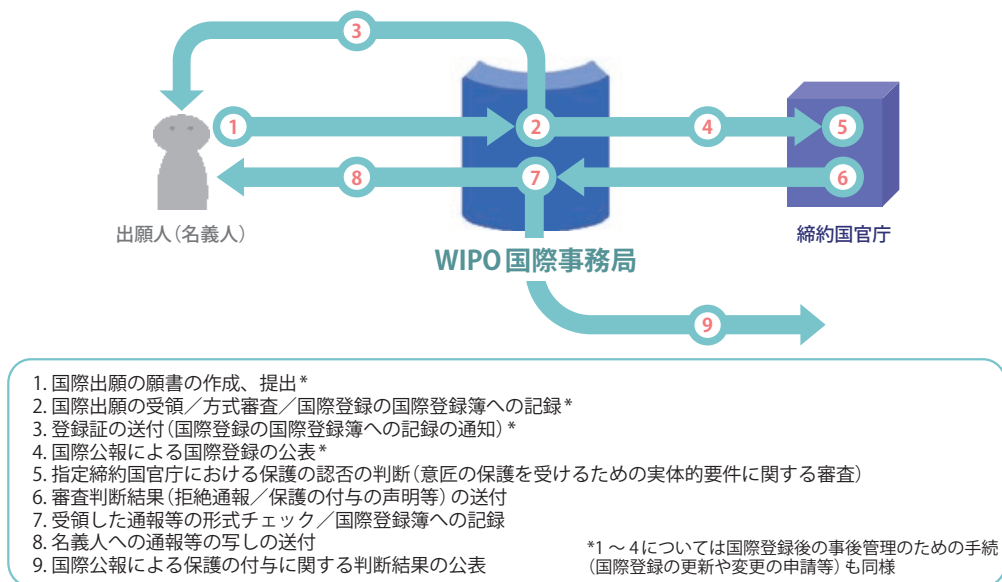


図1 WIPO国際事務局を中核とする国際登録のワン・ストップ・ポータル・サービス

指定締約国においては、当該国の法令が定める日より保護の効果が発生するものとみなされます。また、国際登録の記録内容の変更や国際登録の更新等、国際登録後の事後管理に関する手続についても、国際事務局に対して行ないます。これらの申請もまた、国際事務局によって審査された後、欠陥がなければその申請内容は国際登録簿へ記録され、その旨が名義人に通知されるとともに、国際公表されます。

このように、ハーグ制度では、国際事務局が出願人、名義人、締約国官庁とのハブとなって、国際出願、国際登録にかかる様々な手続が行なわれるという点において、「意匠の国際保護のための手続に関するワンストップ・ポータル・サービス」を提供する制度であると言えるかと思えます。

3. ハーグ制度における国際事務局の役割

(1) ハーグ制度を支える国際事務局の組織・体制

ハーグ制度を正しく理解し、うまく利用するためには、本制度におけるWIPO国際事務局の役割と業務内容を理解することが重要です。ハーグ制度において「WIPO国際事務局」という場合、それはWIPO内でハーグ制度の運営に携わる複数の部署の総称を意味します。その中でも中枢的役割を担うのが、「商標・意匠部門 (Brands and Designs Sector)」内にある「ハーグ登録部 (The Hague Registry)」です。このハーグ登録部は、役割の異なる3つの室から構成されており、それぞれ、国際出願の方式審査や国際登録の管理等を担当する「業務運用室 (Operation Service)」、



図2 ハーグ制度におけるWIPO国際事務局

ハーグ制度の法的基盤の整備や、各国知財庁、制度ユーザに対する、ハーグ制度に関する法的助言等を担当する「法務室(Legal Section)」、そして、ハーグ制度に関する普及、啓蒙活動を担う「情報推進室(Information and Promotion Section)」となります。

さらには、WIPO内には、ハーグ登録部以外にも、ハーグ制度を支える重要な部署として、国際出願の受領や、受領した国際出願の公用三言語への翻訳を担当する部署や、国際出願、国際登録の諸手続や情報公開のためのITツールの開発や、WIPO内部の業務システムの構築、整備を担当する部署、手数料の受領や指定締約国への送付等を担当する部署等も存在します。WIPOでは、これら各部署が、各々の属する部門や部、課の枠組みを超えて相互に緊密に連携を取りながら、日々、ハーグ制度の運営と発展に尽力しています。

(2) ハーグ制度に基づく国際出願及び国際登録に関する諸手続の事務処理

以下では、ハーグ制度における国際事務局の主な部署のそれぞれの役割、業務についてご紹介したいと思います。

先述のとおり、ハーグ制度では、出願人、名義人、代理人による国際出願・国際登録に関する諸手続や、指定締約国官庁による国際登録の効果の認定等に関する名義人への通報等はすべて、国際事務局に対して、あるいは国際事務局を介して行なわれることとなります。国際事務局の中で、特にこれらの手続の審査や国際登録簿への記録等に関する業務を担うのが、業務運用室です。

当室は、PCT部門やマドリッド部門の審査室とは異なり、一人の審査長と5人の審査官の合計たった6人から構成される、非常に小さな審査室ですが、年間約3,000件、約13,000の意匠にかかる国際出願(2013年WIPO統計による)や国際登録の更新、変更等に関する申請の方式審査等を中心に、日々様々な業務を行なっております。その中でも主な業務が国際出願の方式審査ですので、国際出願が当室による方式審査を経て国際登録、国際公表されるまでの業務プロセスについて、ここで簡単にご説明します。

受領された国際出願は、まず、国際事務局内の「DMAPS」と呼ばれるシステムにそのデータが記録されます。書面による出願の場合には、国際出願の受領後、国際事務局から出願人に受領通知が郵送で送付されます。一方、システムに蓄積された出願は、順次速やかに各審査官に配分されます。各審査官への出願の割り当てにおいては、審査長が、審査官によって得意とする言語や、これまで主に担当してきた出願人(企業)、経験値が異なることを考慮した上で、各審査官に適切な出願を割り当てます。

審査官は、先述の「DMAPS」システムを用いて審査を行

ないます。ここで留意すべきは、国際事務局は、方式的要件に関する審査のみ行なう、という点です。意匠の保護の可否に関する実体的要件は、各指定締約国の法律により異なりますので、こうした実体的要件を満たすか否かの審査は、各指定締約国官庁が行なうこととなります。逆に言えば、ハーグ制度において、各指定締約国官庁に認められるのは、意匠の保護のために必要な実体的要件を満たすか否かの審査のみであり、自国の国内出願においては要求される方式的要件が国際登録においては満たされていないことを理由に拒絶をすることはできない仕組みとなっています。これは、ハーグ制度において各締約国に課される厳格なルールの中の一つです。

国際事務局が審査の対象とする出願の記載事項にもし不備、不足があった場合、その多くは、DMAPSシステムによって自動的に検知され、審査官に提示されるようになっていきます。しかし、たとえば、図面のクオリティチェックや説明の欄の記載内容の適切性の判断、分類付与等をシステムにさせることは不可能ですので、審査官が目視で審査を行ないます。審査の結果、もし出願内容に共通規則、実施細則で規定される方式要件に违背する欠陥が発見された場合、審査官は、欠陥の訂正を求める「Irregularity letter」と呼ばれる通知を起案し、審査長の決裁を受けた後、出願人に郵送で送付します。また、共通規則・細則の規定上は、出願の欠陥とはみなされなくとも、訂正が望ましい誤記等(たとえば、説明の欄に記載された英語による説明の文章が文法的に不適切である場合等)については、「Observation」と呼ばれる通知が出願人に送付されます。この「Observation」には、訂正すべき点と、場合によってはそれに対する審査官の見解(審査官が適切と考える訂正内容)が記載されます。

「Irregularity letter」の場合、当該通知に記載の日から3ヶ月以内に、指摘された欠陥を治癒するための応答(補正書の提出)を国際事務局に対して行なわなければ、当該出願は放棄されたものとみなされます。国際事務局に提出する補正書については、特段定められた様式はありませんので、国際出願を行なった際に国際事務局から通知される「WIPO Reference」と呼ばれる、いわば出願番号や、出願人情報、補正対象項目、補正後の内容等を明記した書面を国際事務局に提出します。一方、「Observation」については、一定期間を過ぎても出願人から応答がない場合、審査官はそのまま訂正せずに登録するか、あるいは職権で出願の不適切な内容を訂正します。「Irregularity letter」の中で、あわせて「Observation」が記載されることもあります。また、時には審査官は、これらの通報、通知を出願人に送付する前後で、出願の欠陥内容に関する事前確認や、出願人から提出された欠陥の治癒内容についての追加的確認等を行なうため、直接出願人、代理人に電話やEメールでコンタクトをとることも頻繁にあります。

不備のない国際出願については、その内容を「国際登録」としてDMAPSに記録するとともに、国際登録の証明書の名義人に送付します。ハーグ協定上「意匠の国際登録簿への登録」といわれるのは、この、DMAPSシステムへの国際登録の記録を意味します。なお、現状では、国際事務局が国際出願を受け付けてから国際登録をするまでの平均期間は約2週間です。

また、国際事務局は、国際出願時に国際公表の延期あるいは即時公表の申請がされていない国際登録については、

国際登録を国際登録日から6ヶ月後に国際公報により公表します（ただし、6ヶ月が経過するまでの期間に即時公表の事後申請があった場合には、申請受理後速やかに公表）。国際公報は、毎週金曜日、WIPOのハーグ制度に関するウェブサイト内にある専用ページ (<http://www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en>) で発行されます。

以上が、国際出願の方式審査から国際登録を経てその国際公表にいたるまでの、業務運用室の主な業務内容ですが、当室はその他、国際登録後の更新や、国際登録の所有

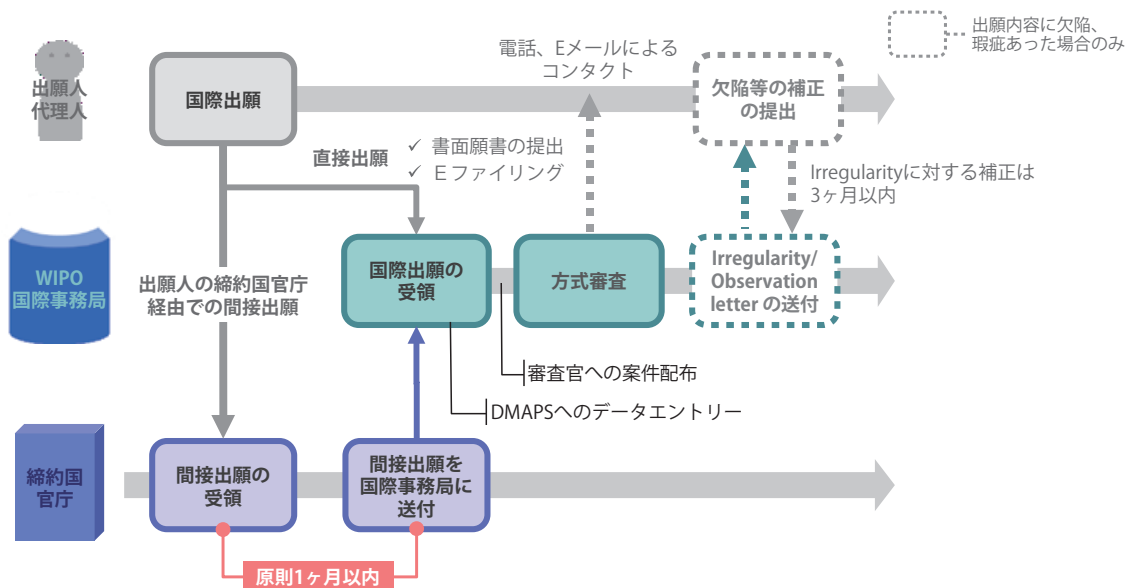


図3 国際事務局における主な業務フロー（国際出願～方式審査）

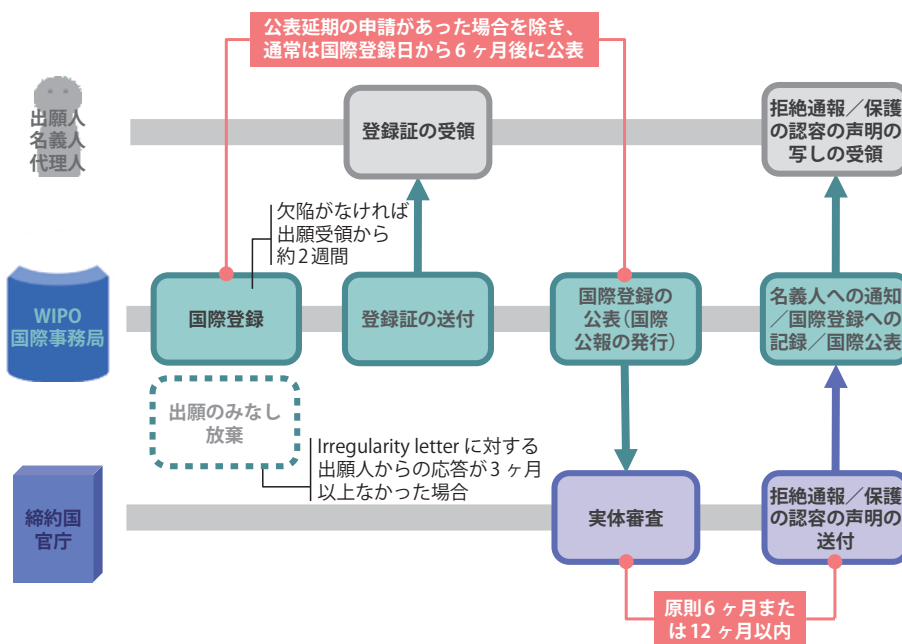


図4 国際事務局における主な業務フロー（国際登録～国際公表）

権移転の記録、国際登録の放棄等の申請書類に対する方式審査や、指定締約国官庁から送付される国際登録の保護の効果の拒絶の通報や保護の認容の声明等に関する形式的要件の審査も行なっています。

このように、国際事務局の中でも特に業務運用室は、ハーグ制度の諸手続において、出願人、名義人、締約国官庁とそれぞれ直接的にコンタクトを取ることも多いことから、ハーグ制度ユーザー及び各締約国官庁にとっては、もっとも身近な部署といえるかと思います。

(3) ハーグ制度の法的枠組みの維持と発展

(i) ハーグ制度の法的枠組みに則った適切な運用のための取り組み

先述のとおり、国際出願、国際登録のための諸手続や管理にかかる一連の事務処理を所掌する国際事務局は、ハーグ制度の基盤をなすハーグ協定、共通規則、実施細則において定められる各規定を着実かつ正確に履行することにより、制度の法的枠組みの中で、安定した制度運営に努める責任を負っています。

しかし、ハーグ制度の安定した運営のためには、当然ながら、国際事務局だけではなく、締約国やユーザーもまた、常に変化し続けるハーグ制度の最新の法的枠組みやプラクティスに対する正しい理解のもと、制度を適切に運用、利用することが必要不可欠となります。このため、国際事務局の中では、ハーグ登録部法務室が、締約国やハーグ制度のユーザーに対し、ハーグ協定とその共通規則、実施細則を貫く基本原理や、それらの各条文の解釈や改正後の共通規則、実施細則の内容等に関する説明、各規定の履行に関する法的助言等を、会合、セミナーからEメール等によるユーザーや官庁からの問い合わせ等にいたるまで様々な直接的コミュニケーションの機会を通じて、あるいは「意匠の国際登録のためのガイド」¹⁾や「Information Notice」²⁾等の様々な媒体を通じて、日々行っています。

また、国際事務局のこうした活動は、既存の締約国のみならず、むしろこれからハーグ協定を締結しようとする準備を進める国にとってこそ、その国のハーグ協定への加入の準備にあたっては必要なものとなります。したがって、当室では、特にジュネーブ改正協定を締結しようとする準備を進めている国とは、会合やビデオ会議、Eメール等、様々な方法、機会を通じて、常日頃から相互に密にコンタクトを取りあえる関係を構築し、当該国からの疑問や相談等に迅速に答えられるように努めています。さらに、要請があれば、

当該国の現行法あるいは検討中の改正法案に対するレビューも行います。特に、ジュネーブ改正協定では、締約国の国内制度において求められる手続要件を当該国を指定する国際出願や国際登録にも適用する場合、当該締約国は、あらかじめその旨をWIPO事務局長に「宣言」³⁾する必要があるが、こうした手続要件の適用は、ハーグ制度の出願人、名義人に対し追加的な手続負担を課すことにもなるため、ハーグ協定に加入しようとする国の現行法や改正法案、官庁の運用のレビューにあたっては、この「宣言」がむやみになされることのないよう、改正協定および共通規則の関連条文において定められた、宣言を行なうための諸条件を満たしているか否かについて特に注意深く分析した上で、宣言の可否に関する助言や、ハーグ制度を適切に履行するために必要な国内法令の改正についての提言等を行うようにしています。

一方、このような協定加入準備国とのコミュニケーションにおいては、場合によっては単純に先方からの法制上の疑問に対して回答するというだけにとどまらず、相手国からの難しい要求への対応に迫られる場合もあります。たとえば、米国の場合、国内制度では求められる手続に関する要件(たとえば、出願時の創作者による宣誓書あるいは宣言書の提出要件)や、認められている手続(たとえば、中小企業に対する手数料減免制度や、出願手数料と特許料の分離払い等)を極力そのまますべてハーグ制度にも取り込めるようにすることが強く求められましたが、これらの手続の中には、実際に対応できる実運用がハーグ制度では未だ確立されていないものや、手続を履行するにあたっての明確な法的根拠すらないものもありました。こうした問題については、米国特許商標庁(USPTO)の関係者との会合、テレビ会議等を通じた幾度にもわたる議論を経て、最終的にはこれらの手続のいくつかをハーグ制度上でも行えるようにするために、ジュネーブ改正協定の関連規則、実施細則の改正や出願様式の大幅な見直しを行う結果となりました。

ただし、国際事務局が、相手国から要求される事項のすべてをその無条件に受け入れ、言われるがままに対応するということはまずありません。常に、相手国の要求の背景にある本質的課題をしっかりと聴取して理解し、そして要求事項への対応がハーグ制度の今後の健全な発展において真に必要なか否かをしっかりと見定めた上で、対応が必要と思われる要求については、それをいかにハーグ制度全体のメカニズムを極力複雑化しない形で実現することができるかを、相手国とともにしっかりと議論しながら結論を出すようにしています。

1) [Guide to the International Registration of Industrial Designs] <http://www.wipo.int/hague/en/guide/>

2) [Hague Information Notices] <http://www.wipo.int/hague/en/notices/>

3) 各宣言を行なっている国のリストは <http://www.wipo.int/hague/en/declarations/declarations.html> を参照のこと。

(ii) ハーグ制度の法的枠組みの発展

既存の締約国、あるいはこれからハーグ協定に加入しようとする国に対し、ハーグ制度の原理や法的枠組み、運用メカニズムを丁寧に説明し、その国の意匠制度が現行のハーグ制度の法的枠組みと運用に則り、適切に運用されるよう働きかけることは、法務室の重要な仕事の一つです。しかし一方で、昨今、韓国や米国、日本など、実体審査制度を有する国が次々とハーグ協定の締結に向けて準備を進めてきた中で、先に少し触れた米国の例でもおわかりのように、これらの国の意匠制度がハーグ制度下でも実施できるようにするためには、ハーグ制度の手続に関する法制上または運用上のいくつかの制約を緩和または撤廃する、あるいは新たな手続や運用を新たに設けるといった対応も必要となってきました。このため、2011年には、ハーグ同盟国及び非同盟国、ユーザーグループが一堂に集まり、ハーグ制度の法的枠組みの見直しや制度運用における新たなメカニズムの導入等について議論するための場として、「意匠の国際登録のためのハーグ制度の法的発展に関する作業部会（以下、「ハーグ作業部会」）」を設置し、これまでに4回のセッションを通じて、ハーグ制度の昨今の地理的拡大に伴い明らかになりつつある様々な法的問題について、解決のための共通規則や実施細則の改正等の議論を行っています（次回第5回のセッションは2015年12月を予定）。このハーグ作業部会で議論される問題の提起や、その解決のために必要な共通規則や実施細則の改正案の提案は、ハーグ登録部法務室が、本作業部会の事務局として作成する作業文書を通じて行なわれますが、実際には、これらの問題提起の多くは、日本や韓国、米国等、ハーグ協定の締結に向けてこれまで綿密に準備を進めてきた国とWIPOとの間の個別の協議の中で議論されてきた問題を踏まえてなされています。なお、作業部会において共通規則、実施細則の改正について参加国間で合意がなされた場合、実施細則については、WIPO事務局長の権限により、その後適切な時期に発効されることとなりますが、共通規則については、さらにその後、毎年9月から10月に開催される「ハーグ同盟総会」における改正案の正式な採択を経て、翌年1月1日に発効となります。

(4) ハーグ制度の普及・啓蒙活動

ハーグ制度の発展、拡張のためには、ハーグ制度未加盟国やハーグ制度の潜在的ユーザーに対する普及・啓蒙活動は欠かせません。こうした活動を一手に担うのが、ハーグ登録部の「情報推進室」です。当室が行なう業務は、主に三つあります。一つ目は、ハーグ制度の理念や仕組み、ユーザーにとっての利点等を各国の、特に未加盟国の政府関係者や潜在的ユーザーに紹介し、制度への加入を促すことを主目的とするセミナー、ワークショップの企画及び実

施、二つ目は、各締約国の意匠制度や運用の調査と、その結果の制度ユーザーへの提供、三つ目は、ハーグ制度に関する、ユーザーや各締約国官庁等からの問い合わせへの対応です。

一つ目の活動、すなわち、ハーグ制度関係のセミナー、ワークショップ企画、実施については、特に、スイス・ジュネーブにあるWIPO本部で年二回開催する、ハーグ制度に関するセミナーは、各国知財庁の関係者や知財関係の実務者等、誰でも参加可能であり、参加者からは毎回好評をいただいております。このセミナーでは、国際出願、及び国際登録後の更新や変更等に関する国際事務局への各手続の具体的方法や、国際事務局における審査についての詳細、各締約国を指定する国際出願を行なう際の留意点等について、WIPO国際事務局の審査官や法務官が、丸一日かけて説明するという内容となっています。また、この、WIPO本部で開催されるセミナー以外にも、年間を通じて、各国でハーグ制度に関する様々なリージョナルあるいはナショナルセミナーを実施しております。筆者も、法務室ではASEAN各国のハーグ協定加入準備支援を担当していることから、情報推進室と協力をしながら、2013年にWIPOに着任してからの2年間に3回、WIPOシンガポールオフィスにおいて、ASEAN各国のハーグ協定加入準備を担当するASEAN各国の政府関係者を一同に集めてのセミナー、ワークショップを企画、実施し、ハーグ制度の法制面及び運用面についての説明や、各国の意匠制度に基づくハーグ協定加入にあたっての法的、実務的課題の分析やその解決策の提案などを行なってまいりました。このように、WIPO国際事務局では、特に各国のハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入促進と制度ユーザー数の増加のための活動にも力を入れております。なお、こうしたセミナー、ワークショップの開催についての情報は、WIPOのハーグ制度に関するウェブサイトの専用ページ (http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=13) で入手することができます。

名義人が自身の国際登録を通じて各締約国における意匠の保護を適切に受けるためには、各締約国の意匠制度や実務、運用を理解することが不可欠ですが、こうした情報を各締約国から収集し、それらを制度ユーザーに提供し、最新の情報をアップデートすることもまた、当室の仕事の一つです。なお、各締約国の制度や運用の概要については、WIPOのハーグ制度に関するウェブサイトの専用ページ (<http://www.wipo.int/hague/en/members/profiles/index.jsp>) で確認することができます。

また、当室では、制度ユーザーや締約国からの問い合わせの窓口業務も行なっています。ハーグ制度に関する一般的な質問であれば当室の担当者が回答し、法制面に関する込み入った質問であれば法務室が、手続の方法や実際の出願に関する質問であれば業務運用室が、それぞれ回答する

ことになっています。WIPO本部の国際事務局に対するハーグ制度に関する問い合わせは、その具体的内容に関わらず、すべて電話、ウェブ専用フォーム⁴⁾、またはファックスで受け付けております。

(5) ハーグ制度を支えるIT環境の整備

ハーグ制度を支える重要な要素の一つがITシステムです。特に近年では、WIPOの中の「マドリッド・ハーグ登録部支援課 (Registry Supports Division)」の中の「業務用アプリケーション・アーキテクチャ室 (Business Application Architecture Section)」を中心に、国際出願やその他の手続のための支援ツールや、国際登録に関する情報提供ツールの拡充が急速に進められています。

まず、国際出願等の手続のためのIT支援ツールとしては、国際出願の電子出願のための「Eファイリング・ポートフォリオ・マネージャー (E-Filing Portfolio Manager)」⁵⁾、国際登録の更新を行なうための「Eリニューアル (E-Renewal)」⁶⁾、そして国際出願、国際登録に関する手数料を納付するための「Eペイメント (E-Payment)」⁷⁾の3つのツールが現在ユーザーに提供されています。この中でも特に、「Eファイリング・ポートフォリオ・マネージャー」は、それまでの「Eファイリング・システム (E-Filing System)」を大幅に改造して昨年リリースされたばかりのツールです。このツールを利用して国際出願する出願人、代理人は、まずは固有のアカウントを作成する必要がありますが、この、オリジナルアカウントを介した電子出願システムにすることによって、出願人が過去に出願した他の出願の内容を再利用して新しい出願を作成することが可能となりました。また、このツールでは、国際出願の欠陥を極力減らすための機能も搭載されています。たとえば、システムが、指定締約国によって異なる出願の記載要件や手続要件を踏まえて、出願が、指定された締約国に応じて適切な内容となっているかどうかを自動的に検知し、問題があれば画面上でアラートを表示したり、不適切な記入、選択ができないように設計されています。さらに、出願の各項目を入力する画面では、各指定締約国が求める固有の出願記載要件や手続要件等についての簡潔な説明を確認することも可能です。また、このツールは現在も改良が進められており、近い将来、このシステムを介して、出願人、代理人は、国際事務局からの「Irregularity letter」等を電子的に受領したり、これに対

する応答として国際事務局への補正等の提出等を行えるようになり、さらには国際事務局における国際出願のステータス (受領済み、審査中、国際登録完了等) も確認できるようになる予定です。

一方、国際登録の情報提供ツールとしては、従来より「ハーグ・エクスプレス・データベース (Hague Express Database : HED)」⁸⁾が提供されていましたが、こちらも最近になってインターフェースが刷新され、より一層容易かつ便利に国際登録に関する必要な情報を検索することができるようになり、また各国際登録の内容をより一層分かりやすく把握することができるようになりました。また、HEDの機能は今後もさらに改良が進められる予定です。たとえば、2015年1月1日から発効の改正規則⁹⁾により、指定締約国において国際登録の保護が付与される前に、当該指定締約国官庁に対して意匠の補正の申請がされていた場合には、当該官庁からは、その補正内容を含む、保護の付与の声名 (または拒絶の撤回の通報) が国際事務局に送付されることになりましたが、近い将来、こうした通報、声名の内容が、HED上でも確認できるようになります。これにより、HEDを使って検索された各国際登録について、保護が指定締約国において与えられる前に当該国で意匠の補正があったか否かや、補正があった場合に保護の客体となる補正後の意匠がどのような内容であるかを容易に確認することが可能となります。

このように、国際事務局では、ハーグ制度を支えるIT環境についても、より一層ユーザーにとって制度を便利に利用できるよう、様々な改善に取り組んでいます。

4. ハーグ制度の展望と課題

(1) ハーグ制度の地理的拡大

意匠制度は大別すると、登録の前に、すべての出願について意匠の保護を受けるための実体的要件 (新規性や創作非容易性、非自明性等) を審査する国と、それ以外の国 (実体的要件に関する審査を一切しない国、一部の実体的要件に関してのみ審査を行なう国、あるいは一部の出願のみ実体的要件に関する審査をする国) に分けられます。ハーグ制度は、1999年にハーグ協定のジュネーブ改正協定ができるまでは、特に後者の部類に属する国にとって親和性の高い制度でしたが、一方で、前者の実体審査制度を有する国

4) <http://www.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=designs>

5) <https://www3.wipo.int/login/en/hague/index.jsp>

6) https://webaccess.wipo.int/erenewal_dm/IndexController?lang=EN

7) <https://webaccess.wipo.int/epayment/>

8) <http://www.wipo.int/designdb/hague/en/>

9) 共通規則第18規則及び第18の2規則

にとっては参画することが難しい制度でした。そこで、実体審査制度を有する国も参画しやすい意匠の国際登録制度の構築を目指して策定されたのが、1999年のジュネーブ改正協定です。

この、ジュネーブ改正協定が制定されてから今日までのおよそ15年の歳月の間、締約国は安定して増え続けてきました。特に最近では、昨年7月に韓国が、そして今年2月には米国と日本がくしくも同日にジュネーブ改正協定を締結したことからわかるように、実体審査制度を有する国の締結、あるいは締結に向けた動きが活発になってきております。これはまさにジュネーブ改正協定が目指していた状況であり、ハーグ制度がようやく真の意味での意匠の国際登録制度に近づきつつあるともいえるかと思えます。また、その他にも、現在、ロシア、カナダ、中国、英国、その他南アメリカやASEANの一部の国が、近年中の締結に向けて、本格的な加入準備を進めており、ハーグ制度の地理的拡大は急速に進んでいます。

(2) ハーグ制度が抱える課題と解決にむけた今後の取り組み

(i) ハーグ改正協定に基づくハーグ制度の構築

現在のハーグ制度が抱える問題の一つとして、「ハーグ制度」という名の傘の下、三つの異なる改正協定に基づく三つの意匠の国際登録／国際寄託システムが並存している、という現在の状況が挙げられます。すなわち、ハーグ制度の法的基盤であり1925年に成立したハーグ協定には、実は1999年に成立したハーグ協定のジュネーブ改正協定の他に、その前進である1960年の「ハーグ改正協定」、さらにその前の1934年の「ロンドン改正協定¹⁰⁾」の三つの改正協定があり、現在ではそれぞれの改正協定が、「ハーグ制度」の名の下、異なる意匠の国際登録／寄託のシステムを形成しているのです。当然ながら、それぞれの改正協定で定められる国際登録／寄託のメカニズムは、共通する部分もあれば、異なる部分も存在します。また、締約国についても、ジュネーブ改正協定とハーグ改正協定の両方を締結する国もあれば、ハーグ改正協定、あるいはロンドン改正協定のみ締結する国もあるなど、様々です。このような、意匠の国際登録あるいは寄託に関する三つの異なる制度の並存が、ハーグ制度のメカニズム全体にある種の複雑性をもたらしていることは否めず、国際事務局ではこの現状を問題視しています。したがって、国際事務局では現在、ハーグ制度の法的基盤を、ハーグ協定の最新の改正協定であり、世界各国の意匠制度の相違を最も考慮して策定

されたハーグ改正協定に一本化することを目指しており、これまで、ロンドン改正協定、ハーグ改正協定の締約国に対して、これらの改正協定の締結の廃棄及びジュネーブ改正協定への加入を促す働きかけを行なってきております。

(ii) 地理的拡大に伴う制度の複雑化への対応

繰り返しになりますが、ハーグ制度の根幹を成す最大の特長は、一つの言語による一つの出願を行なうことで、低廉な費用で、多数の締約国において意匠の保護を受ける権利を得ることができること、またこれらの権利を一つの手続により、一つの国際登録簿上で一極集中管理し、維持することができること、すなわち、一言でいえばその手続の簡便性、シンプルさにあるということができるとおもいます。しかし他方で、先ほども述べたように、昨今のハーグ協定締約国の増加、特に日本や韓国、米国のように実体審査制度を有する国の加入に対応して、これらの国の制度では要求される手続要件や認められる手続の特例を国際出願にも適用できるよう、共通規則や実施細則の改正を行ってきた結果、ハーグ制度における出願手続自体が全体として以前よりも多様で複雑なものになったことは否めません。このような、ハーグ制度の発展とともにその運用メカニズムも以前よりも複雑なものにならざるを得ない現状にあって、このシステムが各国における意匠の権利化を望む制度ユーザーにとって、引き続きわかりやすく使いやすいものであり続けるためには、一層の知恵と工夫が必要であり、これこそが、国際事務局が現在直面している大きな課題の一つです。

この課題への対策としては、すでにご紹介したように「Eファイリング・ポートフォリオ・マネージャー」等におけるユーザー支援機能の更なる向上が一つには挙げられますが、それ以外にも、たとえば、特定の国を指定する場合の手続上の留意点等を含め、ハーグ制度とその諸手続に関しユーザーが必要とする情報へのアクセスを一層容易にすべく、すべての情報を現在の「意匠の国際登録のためのガイド」に集約させることや、各締約国における意匠の開示の要件を踏まえた国際事務局の審査プラクティスの見直し等が検討されているところです。しかし、それでもなお、ユーザーにとってよりシンプルで使いやすい制度にするために必要な、法制面、運用面、ITシステム面での対応はまだまだたくさんありますので、引き続きハーグ作業部会の場合等を通じて、締約国やユーザーとともに、この制度が将来目指すべき方向性に対する共通の認識をもってしっかりと議論し、検討を進めていく必要があります。

10) ロンドン改正協定については、2010年1月より同改正協定に基づく国際出願は受け付けていない。

5. おわりに

本稿では、ハーグ制度の中でWIPO国際事務局が、ユーザーや締約国、将来の締約国との関係においてどのような役割を担っており、そしてハーグ制度の発展のために今後どのような取り組みを行なっていくとしているのかを説明してまいりました。

特に、世界の中でも有数の出願件数と巨大な実体審査官庁を抱える日本、米国、韓国が、この度ハーグ制度に参画したことによって、ハーグ制度は、今後、真の意味で意匠の国際的な保護のための制度として機能し、発展を遂げるための第一歩を踏み出したと言えます。他方で、これらの国を迎えての新しいハーグ制度の運用が動き出すと、これまでに国際事務局が直面したことがない、よりプラクティカルな問題も顕在化するものと思われます。ハーグ制度がこれからもユーザーにとって利便性の高い意匠の国際登録システムであり続けるためには、今後ますます、国際事務局がより一層各国とともに密に協力しあいながら、ユーザーからのニーズ、意見を踏まえて、これらの問題の解決に取り組んでいくことが重要になるかと思われます。

最後に、WIPO国際事務局での勤務の機会を与えていただいていることにより得られた様々な貴重な経験や情報が、拙稿を通じて、特に今後ハーグ制度を利用されるユーザーの皆様のお役に少しでも立つことによって還元できれば幸いです。

profile

吉田 英生 (よしだ ひでお)

2003年4月 特許庁入庁 (審査業務部民生機器)
2006年4月 審査官昇任 (審査業務部産業機器)
2006年7月 米国ペンシルバニア州立大学客員研究員
2007年7月 審査業務部意匠課
2008年4月 審査業務部統合運営基盤企画室
2010年4月 総務部情報システム室
2010年10月 審査業務部産業機器 審査官
2011年4月 審査業務部意匠課 (ハーグ・ロカルノ検討ワーキンググループ)
2011年9月 審査業務部意匠課意匠制度企画室
2013年3月 WIPO ハーグ登録部法務室
現職に至る